



令和5年12月27日

宇陀市教育委員会 様

宇陀市学校適正化推進委員会
委員長 山本敏久

答 申 書

宇陀市学校適正化推進委員会条例(令和3年宇陀市条例第16号)第2条第1項の規定により、令和4年1月21日付けで諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

(1) 宇陀市立小・中学校の適正化の具体的な在り方について

平成18年合併前の旧4地域に小中一貫校を設置する。大宇陀地域、菟田野地域、室生地域は令和9年度から設置する。榛原地域の学校については、令和10年度に小学校を統合し、令和14年度に小中一貫校を設置する。

ただし、宇陀市の出生数や転出入数を鑑み、児童生徒数が当初の予測より大きく変動した場合は、再度、柔軟に修正を加えること。

なお、適正化後の使用されない施設については、地域との交流を含め、有効活用できるように検討を続けること。併せて、多様なニーズに対応するため、学校選択制の導入も検討すること。

(2) 宇陀市立小・中学校の適正化により充実を期待する教育内容について

誰一人取り残さない、子どもたちの多様性に対応できる教育を推進する。

具体的には、地域との関わりを重視し、各学校をコミュニティ・スクールとして充実させ、大人も子どもも共に学び合える教育を創造する。

例えば、アントレプレナーシップ教育など、コミュニケーション能力を核とした特色のある教育内容を検討すること。